平成　　年度 村民税・県民税 給与支払報告書・特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

平成　年　月　日	特別徴収義務者 給与支払者	名　称 （氏 名）	印	特別徴収義務者 指 定 番 号	
		所 在 地	（〒　　）	担 当 者	
風間浦村長あて				課(係) 氏名 TEL	

給与所得者	フリガナ		個人番号		異動年月日		
	氏名		生年月日		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ（Ⅰ－Ⅱ）
					年税額	徴収済額	未徴収税額
	給与の支払を受けなくなった後の住所	（〒　　）			円	月から　月まで 円	円

異動の事由	1．退　職 2．転　勤 3．休　職 4．長期欠勤 5．死　亡 6．その他

該当する徴収方法に○をつけてください。

未徴収税額の徴収方法	（1） 普通徴収	残りの未徴収税額を本人に支払ってもらう徴収方法	退職が1月1日以降の方につきましては本人からの申し出がない場合でも，一括徴収をお願いします。		
	（2） 一括徴収	残りの未徴収税額を最後の給与から差し引き一括して事業所が納める方法	徴収予定年月日	一括徴収予定額（上記のⅢと同額）	徴収税額は　月分で納入します。（　納期限分）
				円	
	（3） 特別徴収継続（転 勤）	新しい勤務先 名称	（特別徴収義務者指定番号　）		新勤務先へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。
		所在地	TEL		

1月1日から退職時までの給与支払額
円

上記給与から差し引かれた社会保険料額
円

異動届出書の記入方法

対象年度を記入。

平成　　年度 村民税・県民税 ・ 給与支払報告書・特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（以下、税額決定通知書）に記載された指定番号を記入。

提出年月日を記入。

平成　年　月　日	特別徴収義務者 給与支払者	名　称（氏　名）	㊞	特別徴収義務者指定番号	
風間浦村長あて		所在地	（〒　　）	担当者	課(係)
				氏名 TEL	

税額決定通知書の「特別徴収税額」欄の数字を記入。

税額決定通知書に記載された個人番号を記入。

給与所得者	フリガナ		個人番号		異動年月日		
	氏名		生年月日		Ⅰ 年税額	Ⅱ 徴収済額	Ⅲ（Ⅰ－Ⅱ） 未徴収税額
	給与の支払を受けなくなった後の住所	（〒　　）			円	月から　月まで 円	円

異動者の税額を何月分から何月分まで徴収したかを記入し、その徴収した総額を記入。

異動の事由	1．退　職 2．転　勤 3．休　職 4．長期欠勤 5．死　亡 6．その他

Ⅰの年税額からⅡの徴収済額を差し引いた額を記入。

異動後の住所を記入。それが不明のときは、異動当時の住所を記入。（方書、部屋番号を忘れずに）

該当する徴収方法に○をつけてください。

未徴収税額の徴収方法	（1）普通徴収	残りの未徴収税額を本人に支払ってもらう徴収方法	退職が1月1日以降の方につきましては本人からの申し出がない場合でも，一括徴収をお願いします。		
	（2）一括徴収	残りの未徴収税額を最後の給与から差し引き一括して事業所が納める方法	徴収予定年月日	一括徴収予定額（上記のⅢと同額） 円	徴収税額は　月分で納入します。（　納期限分）
	（3）特別徴収継続（転　勤）	新しい勤務先 名称	（特別徴収義務者指定番号　）		新勤務先へは月割額
		所在地	TEL		円を　月分から徴収するよう連絡済です。

1月1日から退職時までの給与支払額
円

退職により給与の支払いを受けなくなった場合にその年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額を記入。

上記給与から差し引かれた社会保険料額
円

その年の1月1日から退職時までの給与から控除した社会保険料の額を記入。

（1）未徴収税額について本人が納付する場合には「（1）普通徴収」を○で囲んでください。

（2）退職等により特別徴収出来なくなった残りの未徴収税額を、最後の給与や退職手当から一括徴収し、事業所が納入する場合には、「（2）一括徴収」を○で囲み、「徴収予定年月日」「一括徴収予定額」及び、何月分として納入するか記入してください。

（3）新しい勤務先において、特別徴収の継続を希望する場合には、「（3）特別徴収継続」を○で囲み「新しい勤務先」及び、月割額、開始月を記入してください。なお特別徴収継続を選択される場合、新しい勤務先に月割額、開始月を連絡してください。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合はすみやかに提出してください。

平成　年　月　日	特別徴収義務者 給与支払者	所在地		特別徴収義務者 指定番号	
		名称		担当者	課（係）
風間浦村長あて		代表者の 職氏名印	印		氏名
					TEL

	変　更　前	変　更　後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
名称		
電話		
異動年月日		
備考		

◎お願い　所在地・名称には誤読をさけるため、必ずフリガナをつけて下さい。

特 別 徴 収 切 替 届 出 書

◎ 就職等により特別徴収を希望される場合に提出してください。

平成　年　月　日	特別徴収義務者 給与支払者	所在地		特別徴収義務者 指定番号	
		名称		担当者	課(係)
風間浦村長あて		代表者の 職氏名印	印		氏名
					TEL

下記の者の平成　　年度 村・県民税(住民税)の特別徴収への切替を希望します。

氏　　名	生年月日	住　　所	徴収開始 希望月	備　　考

個人住民税
（市町村民税・県民税）
特別徴収の事務手引き

平成25年度版

目次

特別徴収の事務手引き

個人住民税について …… 1

特別徴収の義務 …… 1

特別徴収義務者の指定 …… 2

対象になる人 …… 2

給与支払報告書の提出 …… 2

特別徴収税額決定通知書の送付 …… 3

納期と納入方法 …… 4

税額の変更通知 …… 5

退職・休職者の徴収方法 …… 5

異動届などの提出 …… 6

●退職して一括徴収の場合 …… 6

●退職して普通徴収へ切替えの場合 …… 7

●転勤等により特別徴収継続の場合 …… 7

●年度途中における特別徴収への切替え …… 8

●特別徴収義務者の住所・名称等に変更があった場合 …… 8

退職所得に係る住民税の特別徴収 …… 9

住民税の計算方法（参考） …… 11

Q&A …… 13

個人住民税について

県や市町村などの地方自治体は、わたしたちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉、保健、教育、消防、ごみ、道路、漁港など、日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

そのためにはたくさんの費用がかかりますが、この資金はみんなで出し合っていかなければなりません。これが税金です。

なかでも住民税は、わたしたちの日常生活に身近な関わりをもつ青森県や市町村の仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担しあうという性格の税金で、いわば住民として暮らしていくために支払わなければならない会費のようなものといえます。

特別徴収の義務

所得税の源泉徴収義務のある事業者は、従業員の住民税を給与引き去りして納めることが法令で義務付けられています。

給与引き去りによる納入を「特別徴収」といいますが、この冊子では、特別徴収義務者として指定された事業者が具体的にどのような事務を行うかを案内していきます。

特別徴収義務者の指定

地方税法第41条、第321条の４及び第328条の５第１項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

（給料日の間隔が一月を超える、または給与から住民税額が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収※は認められません。）

※**普通徴収**：主として事業所得者などが市町村から送付される納税通知によって納める方法。

対象になる人

前年中（１月１日～12月31日）に課税対象所得があり、本年度住民税の課税が発生する人で、**本年４月１日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている人**が対象です。

給与支払報告書の提出

毎年１月１日現在において給与の支払いをする者で、給与所得に係る所得税の源泉徴収をする義務のある者は、１月31日までに総務省令で定める**給与支払報告書**を、給与の支払いを受けている人の１月１日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないことになっています。

また、年の途中で退職した人についても提出してください。

特別徴収税額決定通知書の送付

住民税特別徴収の徴収期間は**6月から翌年5月までの12ヶ月です**。毎年5月中に、特別徴収義務者あてに特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）と納入書が送付されます。このとき**年間の住民税額と月割額をお知らせします**ので、6月の給与から引き去りを開始するための準備をしていただきます。

所得税と違って、
税額の計算をする手間がないのですね！

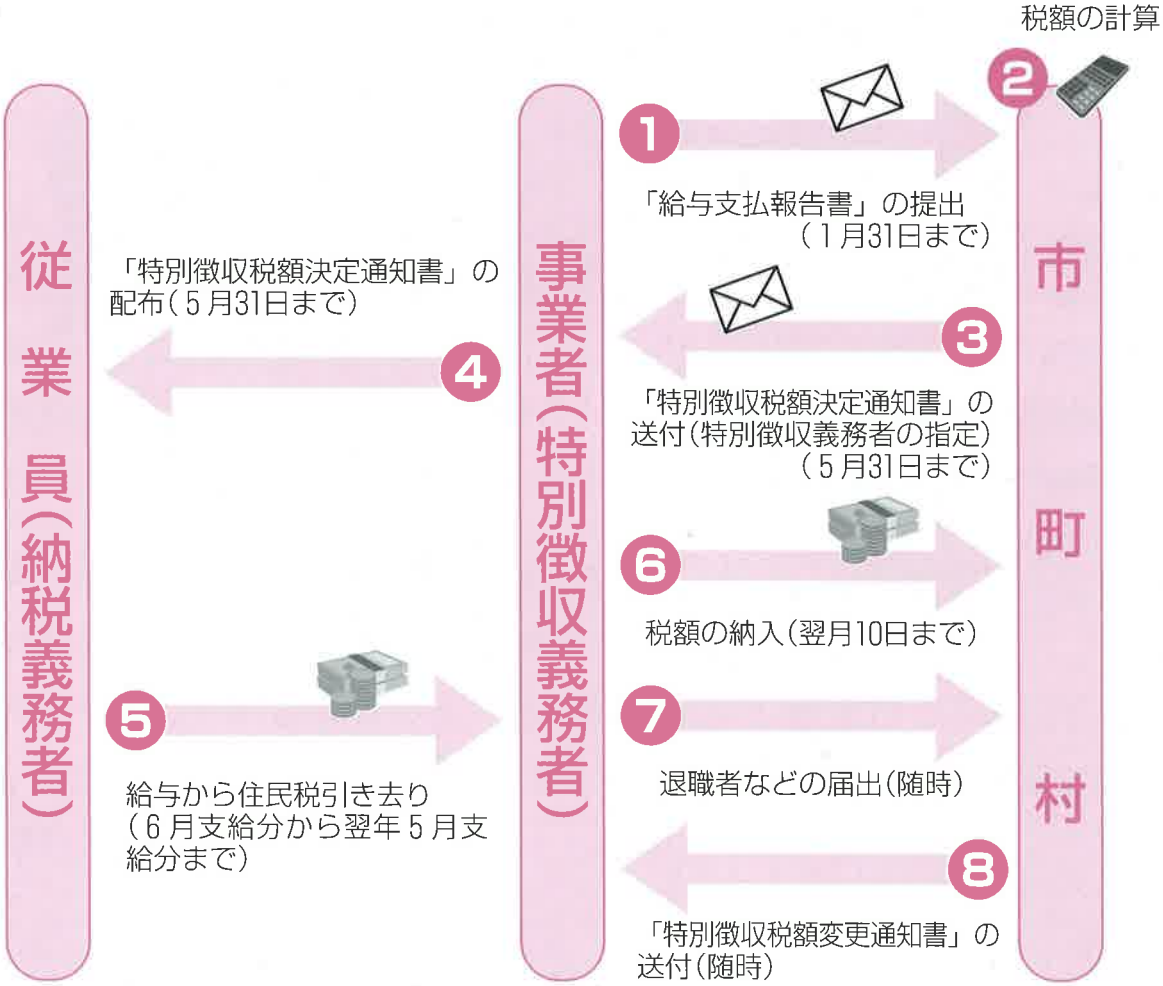

納期と納入方法

納期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。

（この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。）

従業員から徴収した税額をそれぞれの市町村ごとにとりまとめ、通知書と一緒に送られる納入書で納入します。

納期の特例（年２回納入） ……特別徴収税額の納入の原則は12回の毎月納入を基本としていますが、条件を満たす事業所は申請をすることにより、年２回の納入となる納期の特例を御利用いただけます。

税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

退職・休職者の徴収方法

6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、**納税義務者の申し出又は了解を得て**、退職時に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

地方税法第321条の5第2項により、特別徴収できなくなる税額は、**本人の申し出がなくても**、5月31日までの間に支払いをする給与または退職手当等から一括徴収することになっています。

（一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。）

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

異動届などの提出

退職、休職及び転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出しなければなりません。（地方税法施行規則第９条の５）

異動届の提出が遅れると、退職者、休職者及び転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となったり、税額変更や普通徴収への切替え処理が遅れる結果、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがありますので必ず厳守してください！

Ｐ５．**退職・休職者の徴収方法** のとおり、徴収方法を切替える旨を納税義務者に伝えてください。なお、一括徴収・普通徴収・特別徴収継続の異動届の書き方については以下のとおりです。（実際の届出書の形態は市町村ごとに異なります。）

●退職して一括徴収の場合の記載例

平成25年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号	3000000

○○市(町村)長様 平成 25 年 10 月 1 日提出	給与支払者	特別徴収義務者	氏名または名称	有限会社 ○×商店 ㊞	担当者 課(係) (氏名) 下北 一郎 内線
			所在地	035-0000 青森県○○市一丁目○番○号 電話 0175-00-0000	

給与所得者				(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額(ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職時までの給与支払額
個人番号	1234567	生年月日	S42.12.12	円 121,000	6月から10月まで 円 51,000	円 70,000	25・9・25	①退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	1.特別徴収継続 ②一括徴収 3.普通徴収	1,890,000円 控除社会保険料額 218,000円
フリガナ	アオ モリ ハナ コ									
氏名	青森花子									
給与の支払を受けなくなった後の住所	青森県△△市一丁目△番△号									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定			* 市(町村)記入欄
①異動が平成25年12月31日までで申し出があったため（9月 2日申出）	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	
2.異動が平成26年1月1日以後で、特別徴収の継続希望がないため	10・11	50,000 円	70,000 円	
	10・25	20,000 円		
退職する方の確認印 (青森花)	徴収税額は 10月分（ 11月 10日納期分）で納入します。			

◎転勤等による特別徴収継続の場合は、次の欄にも記入してください。

特別徴収義務者指定番号				
月割額 月分から徴収し納付します。	特別徴収義務者	氏名または名称		担当者 課(係) (氏名) 内線
		所在地	電話	

●退職して普通徴収へ切替えの場合の記載例

平成25年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号	3000000

○○市(町村)長様 平成25年10月1日提出	給与支払者	特別徴収義務者	氏名または名称	有限会社 ○×商店 ㊞	担当者 課(係) (氏名) 下北 一郎 内線
			所在地	035-0000 青森県○○市一丁目○番○号 電話 0175-00-0000	

給与所得者				(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額(ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職時までの給与支払額
個人番号	1234567	生年月日	S42.12.12							
フリガナ	アオ モリ ハナ コ			円	円	円		①退職	1.特別徴収継続	1,890,000円
氏名	青森花子			121,000	6月から10月まで	70,000	25・9・30	2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	2.一括徴収	控除社会保険料額
給与の支払を受けなくなった後の住所	青森県△△市一丁目△番△号				円 51,000			③		218,000円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定			* 市(町村)記入欄
1.異動が平成25年12月31日までで申し出があったため（　月　日申出）	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	
2.異動が平成26年1月1日以後で、特別徴収の継続希望がないため	・	円	円	
	・	円		
退職する方の確認印	徴収税額は　月分（　月　日納期分）で納入します。			

◎転勤等による特別徴収継続の場合は、次の欄にも記入してください。

特別徴収義務者指定番号	

月割額 月分から徴収し納付します。	特別徴収義務者	氏名または名称		担当者 課(係) (氏名) 内線
		所在地	電話	

●転勤等により特別徴収継続の場合の記載例

平成25年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者指定番号	3000000

○○市(町村)長様 平成25年10月1日提出	給与支払者	特別徴収義務者	氏名または名称	有限会社 ○×商店 ㊞	担当者 課(係) (氏名) 下北 一郎 内線
			所在地	035-0000 青森県○○市一丁目○番○号 電話 0175-00-0000	

給与所得者				(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収税額	(ウ)未徴収税額(ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職時までの給与支払額
個人番号	1234567	生年月日	S42.12.12							
フリガナ	アオ モリ ハナ コ			円	円	円		1.退職	①	1,890,000円
氏名	青森花子			121,000	6月から10月まで	70,000	25・9・30	② 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.その他	2.一括徴収	控除社会保険料額
給与の支払を受けなくなった後の住所	青森県△△市一丁目△番△号				円 51,000				3.普通徴収	218,000円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定			* 市(町村)記入欄
1.異動が平成25年12月31日までで申し出があったため（　月　日申出）	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	
2.異動が平成26年1月1日以後で、特別徴収の継続希望がないため	・	円	円	
	・	円		
退職する方の確認印	徴収税額は　月分（　月　日納期分）で納入します。			

◎転勤等による特別徴収継続の場合は、次の欄にも記入してください。

特別徴収義務者指定番号	2000000

月割額 10,000円 11月分から徴収し納付します。	特別徴収義務者	氏名または名称	株式会社 △△商事	担当者 課(係) (氏名) 下北 二郎 内線
		所在地	035-0000 青森県□□市三丁目×番×号　電話 0175-××-×××××	

年度途中で特別徴収に切替える場合や、特別徴収義務者の名称等が変更された場合、以下の届出書を御提出いただきます。

●年度途中における特別徴収への切替え

特別徴収切替届出書

◎ 就職等により特別徴収を希望される場合に提出してください。

平成　年　月　日	給与支払者 特別徴収義務者	所在地		特別徴収義務者指定番号		
		名称		担当者の係・氏名並びに電話番号	係	
○○市町村長 様		代表者の職氏名印	㊞		氏名	
					電話	

下記の者平成　年度　市(町村)・県民税(住民税)の特別徴収への切替を希望します。

氏名	生年月日	住所	徴収開始希望月	備考

●特別徴収義務者の住所・名称・電話番号等変更届出書

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎ 変更があった場合はすみやかに提出してください。

平成　年　月　日	給与支払者 特別徴収義務者	所在地		特別徴収義務者指定番号		
		名称		担当者の係・氏名並びに電話番号	係	
○○市町村長 様		代表者の職氏名印	㊞		氏名	
					電話	

	変更前	変更後
フリガナ 所在地		
フリガナ 名称		
電話	(　　)　内線	(　　)　内線
備考		変更年月日　平成　年　月　日

◎ お願い　所在地・名称には誤読をさけるため必ずフリガナをしてください。

退職所得に係る住民税の特別徴収（退職手当）

退職所得に対する個人の住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入（特別徴収）することとされております。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を**「分離課税に係る所得割」**といいます。

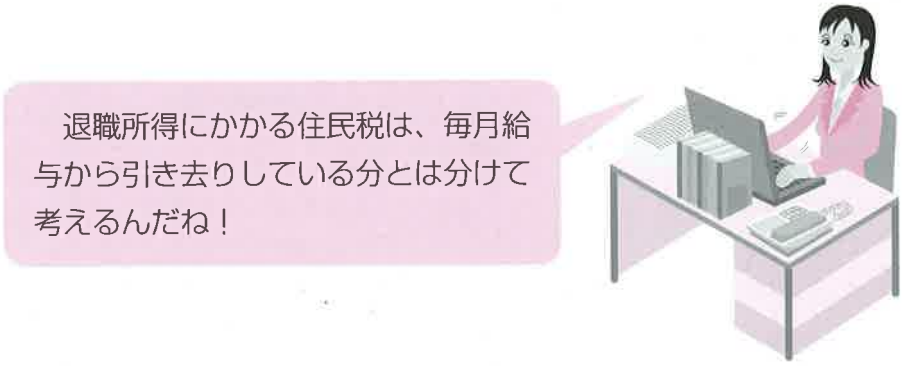

納入すべき市町村は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の１月１日現在における住所が所在する市町村です。

＜退職所得にかかる税額の計算方法＞

同一年中に２以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

１　退職所得の金額

（１）**退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×½**
（1,000円未満の端数切捨て）

（２）退職所得控除額の計算
ａ．勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
ｂ．勤続年数が20年を超える場合
800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記ａまたはｂの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

2　特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10%（市町村民税６%と県民税４%）を適用して計算します。

退職所得の金額 × 税率（市町村民税６%、県民税４%） ＝ 税額（A：市町村民税、B：県民税）

3　納入の手続き

退職手当の支払者は、**「市町村民税・道府県民税納入申告書（下記様式）」**に特別徴収した税額と所要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町村長に徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに市役所・町村役場、指定金融機関または収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

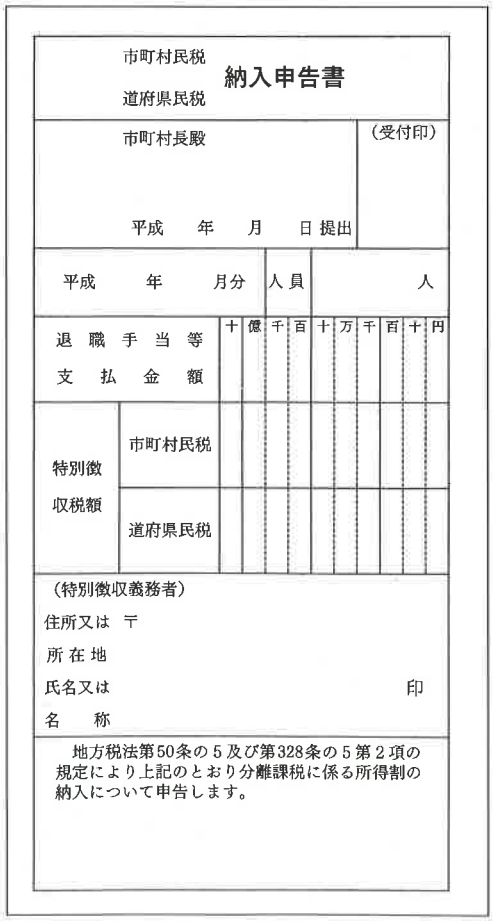

市町村民税 道府県民税	納入申告書										
市町村長殿 平成　年　月　日提出										（受付印）	
平成　年　月分			人員							人	
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	市町村民税										
	道府県民税										
（特別徴収義務者） 住所又は 〒 所在地 氏名又は 名称										印	
地方税法第50条の５及び第328条の５第２項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											

納入申告書の例
※左図は省令様式であり、実際の納入申告書の形態は市町村ごとに異なります。

※退職所得に係る住民税がないときは提出の必要はありません。

住民税の計算方法（参考）

※計算は各市町村で行います。

前年中の所得金額 － 所得控除（①参照） ＝ 課税標準額
〔1,000円未満の端数切捨て〕

課税標準額 × 税率10% ＝ 算定所得割額

算定所得割額 － 各種税額控除（②参照） ＝ 所得割額

所得割額 ＋ 均等割額（市町村民税3,000円、県民税1,000円）
＝ 住民税の年税額

（注）東日本大震災により、平成26年度から市町村民税・県民税それぞれ年額500円を引き上げることとされています。

①所得控除の種類

雑損控除：（災害等による損失額－保険金等による補てん額－総所得金額等の合計額×10%）または（災害関連支出の金額－５万円）のいずれか多い金額

医療費控除：支払った医療費の額－保険金等による補てん額－（10万円または総所得金額等の合計額の５%のいずれか少ない金額）　（限度額200万円）

社会保険料控除：健康保険、介護保険、国民年金、共済組合等の掛け金

小規模企業共済等掛金控除：小規模企業共済制度に基づく掛け金等

生命保険料控除：支払った保険料の合計額により別途計算（限度額は一般分と個人年金分それぞれ35,000円で最高70,000円まで）

地震保険料控除：支払った保険料の合計額により別途計算（限度額は地震分25,000円と旧長期損害保険分10,000円で最高25,000円まで）

障害者控除：特別障害者300,000円、普通障害者260,000円

寡婦（夫）控除：260,000円（特別寡婦控除に該当する場合は300,000円）

勤労学生控除：260,000円

配偶者控除：330,000円

配偶者特別控除：０円～330,000円（配偶者の所得金額による）

老人配偶者控除：380,000円

一般扶養控除：扶養親族１人につき330,000円（ただし、16歳以上19歳未満の者または23歳以上70歳未満の者）

特定扶養控除：扶養親族１人につき450,000円（ただし、19歳以上23歳未満の者）

老人扶養控除：老人扶養親族１人につき　同居老親等450,000円、その他老人380,000円

基礎控除：すべての人に対して一律330,000円

②各種税額控除（主なもの）

●**調整控除**…税源移譲により、所得税と住民税の税率が入れ替わりましたが、所得税と住民税の人的控除額の差額分により、今までの税額との誤差が出てしまうことから、差額調整するための措置として設けられたのがこの調整控除です。

●**住宅借入金等特別控除**…平成11年から平成18年までの入居者または平成21年から平成25年までの入居者で、なおかつ所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除可能額がある場合は、住民税からも控除されます。なお、この控除については平成22年度から年末調整や確定申告をされると自動的に住民税への適用がされるようになりましたので、市町村への申告は不要です。

（給与支払報告書摘要欄には、住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を必ず記載してください。）

※所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けていることが必要条件です。
※平成19、20年中に入居された方につきましては、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、住民税からの控除は対象外となります。

●**寄附金税額控除**…

課税総所得金額から 人的控除差額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	85%
195万円を超え330万円以下	80%
330万円を超え695万円以下	70%
695万円を超え900万円以下	67%
900万円を超え1,800万円以下	57%
1,800万円超	50%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額または課税退職金額を有する場合）	地方税法に定める割合

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4％、市町村民税は6％に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）

1　都道府県、市町村または特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの

ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、左表の区分に応じて、割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額）

Q&A

Q 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

A 事業者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町村民税＋県民税）を引き去りし、従業員に代わってその従業員に課税をした市町村に納入する制度です。

Q 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

A 地方税法の規定により、各市町村は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要がありました。

Q 手間も増えるので特別徴収を行いたくないのですが。

A 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくために御理解と御協力をお願い致します。

Q すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A 本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。次の場合については、当分の間普通徴収とすることがあります。

- 総受給者数が３人未満（※）
- 他から支給される給与から個人住民税が引き去りされている。
- 毎月の給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- 給与が毎月支給されていない（不定期）。
- 専従者
- 退職者（または給与支払報告書を提出した年度の３／31までの退職予定者）

※　総受給者数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の受給者数をさします。
ただし、上記のその他要件に該当する者を除く人数とします。
なお、上記の要件に該当する場合であっても、特別徴収にすることをお勧めします。

Q どうして他都道府県の市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか。

A 法令で定められているため、本来であれば指定しなければならないことです。他の市町村で指定されていない場合は、指定が漏れている可能性があるため該当する市町村へお問い合わせください。

Q 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか。

A パートや非常勤職員であることに関わらず、所得税の源泉徴収義務があり４月１日現在在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。しかし、近いうちに退職する予定がある人は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収への切替理由書を提出してください。

Q ４月に退職した職員がいます。この職員が、送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか。

A 退職の異動届を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町村に御提出ください。（Ｐ６、７参照）

Q 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。

A 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q ２ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。

A 原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、双方の事業所及び市町村と協議の上でどちらか一方に決定します。

Q 住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか。

A はい。住民税額の計算は、１月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町村で行って通知しますので、給与から引き去りする金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。

Q 普通徴収より特別徴収の方が１回の支払負担が小さくなるのですか。

A はい。普通徴収の納期は通常年４回であるのに対し、特別徴収は年12回なので１回あたりの納税額の負担が少なくなります。また、納期毎に、納税義務者が金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れの心配がなくなるなど、利便性が向上します。

Q 特別徴収を放棄した場合、または滞納した場合はどうなるのですか。

A 特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄または滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、納期限後20日以内に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。また、事業者として滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか。

A 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありませんので、このような場合にも必ず市町村に納入してください。

Q 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか。

A 対象となる従業員が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨を御連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切替えることができます。（P 8 参照）

Q 特別徴収の手順はどうなりますか。

A
1 毎年1月末までに市町村へ給与支払報告書を提出してください。
2 市町村において個人住民税の税額を計算します。
3 給与支払報告書提出後、4月1日現在で在籍しなくなった従業員等がいる場合は、4月15日までにその旨を市町村長に届け出てください。
4 事業者に対して、従業員が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
5 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収（引き去り）してください。
6 徴収（引き去り）した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村（または金融機関・ゆうちょ銀行）に納入してください。
（P 3 図参照）

Q 給与支払額が93万円以下の従業員が3人だった場合、特別徴収義務者として指定されますか。

A 均等割の非課税基準である所得を下回る場合は、非課税である（もしくは給与から税額が引ききれない可能性がある）と判断されますので、特別徴収義務者の指定はしますが従業員の給与から徴収する税額はありません。

感動てっぺん
下北半島

○むつ市役所	税務課　市民税担当	TEL 0175-22-1111
○大間町役場	税務保険課	TEL 0175-37-2111
○東通村役場	税務住民課	TEL 0175-27-2111
○風間浦村役場	税務国保課	TEL 0175-35-2111
○佐井村役場	住民福祉課	TEL 0175-38-2111
○下北地域県民局県税部	納税管理課	TEL 0175-22-8581